

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 全員協議会室 担当職員 井上
日 時	令和元年12月16日(月曜日)	開 議 閉 議	午前10時00分 午後 3時14分
出席委員	◎福井 ○木村 三上 浅田 山本 松山 木曾 石野 (齊藤議長)		
執行機関 出席者	山内市長公室長、小栗人事課長、竹村ふるさと創生課長、内藤人事課副課長、阿比留人事課給与係長、荒美ふるさと創生課婚活・定住支援係長、浦企画管理部長、田中企画調整課長、佐藤企画調整課企画経営係長、太田企画調整課企画推進係長、玉井財政課財務係長、今西財政課予算係長、田中生涯学習部長、三宅文化・スポーツ課長、岩崎文化・スポーツ課副課長、柏尾総務部長、石田総務課長、名倉総務課総務係長、片山教育部長、國府教育部次長、亀井教育総務課長、土岐学校教育課長、鵜飼歴史文化財課長、平田学校給食センター所長、谷口学校教育課副課長、松永歴史文化財課副課長		
事務局	山内事務局長、井上事務局次長		
傍聴	可	市民 0名 報道関係者 0名	議員 12名 (長澤、富谷、小川、並河、赤坂、三宅、奥野、小松、藤本、平本、西口、菱田)

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

2 事務局日程説明

10:03

3 議案審査

(市長公室 入室)

11:22～

【市長公室】

- (1) 第9号議案 亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
- (2) 第10号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定

市長公室長 あいさつ
人事課長 説明

10:21

《質疑》

＜山本委員＞

会計年度任用職員制度の施行によって財政負担が発生すると思うが、予算への影響はどのくらいあるのか。

<人事課長>

一般会計の試算であるが、約1億円増額の見込みとなっている。

<山本委員>

フルタイムの会計年度任用職員は、任用予定がないとのことだが、事前説明時に、現在フルタイムで働いている方がおられると言われた。その方は制度導入によってどうなるのか。

<人事課長>

毎年、その職の必要性などを所属で吟味し、予算審議を経て任用している。毎年、見直しは行っているが、特に今回、会計年度任用職員制度の導入に伴い、新たな職の編成を当課と各所属とで話し合い、スムーズに業務が運営できるよう時間設定を行った結果、現在のところ、フルタイムの会計年度任用職員を任用しなくても運営が可能であるということになった。

<山本委員>

事前説明時には、フルタイムには退職金の予算が必要となると言われたが、制度移行によって不利益を被る方があってはいけないと思う。現在フルタイムで働いている方の希望に関係なく、必要か必要でないかを行政が決めることになるのか。

<人事課長>

今回制度が大きく変わるので、各所属を通じて一人ずつ、制度、給与について説明する予定である。

<三上委員>

現在フルタイムは何人か。

<人事課長>

25人である。

<三上委員>

本庁か、外か。

<人事課長>

全て保育所である。

<三上委員>

任用にあたっては1年単位ということだが、選考方法は。

<人事課長>

面接による選考である。

<三上委員>

地方公共団体によっては、年度末に数日切って、継続しないような形をとっているところがあるが、亀岡市はそういうことはないとのことであった。会計年度任用職員も切れ目なく継続されるのか。

<人事課長>

いわゆる空白の1日は、亀岡市の場合はない。会計年度任用職員制度に移行してもそういうことはない。

<三上委員>

総務省のマニュアルでは、正規よりたとえ1分でも短ければ会計年度任用職員ということだが、亀岡市の場合は7時間15分を上限と独自に決められている。総務省のマニュアルでは、期末手当は15時間30分以下は出さないということだが、その基準はどうか。

<人事課長>

亀岡市も週15時間30分以上勤務していただいた方に、国に準じてボーナスを支

給することとしている。

<三上委員>

15時間30分以下の方は、現行と比べて給与は改善されることになるのか。

<人事課長>

15時間30分であると週2日くらいになるが、そういった勤務の方はほとんどおられない。単価的には下がるかもしれない。

<三上委員>

すべての臨時職員にとって処遇改善につながるものだと思っていたが、そうでない人が生まれることも起こりうるということか。

<人事課長>

15時間30分よりも少ない方については、起こりうる場合がある。

<三上委員>

正規職員754人に対し、臨時職員約740人と半々くらいである。それぞれ所管課が任用しているので、これまで人事課としても把握しづらかった。今回新制度導入に伴い把握された結果、正規と非常勤が半々くらいの割合だということがわかった。正規の職員枠をどんどん狭めていき、会計年度任用職員を増やしていくというような動きになってはいけないということが、全国的に言われている。職務に責任を負っていくのは正規職員であるということを確認したい。そして、今後この制度により正規職員の割合が減っていくようなことがあってはならないと思う。今頑張っている非常勤や臨時の方の処遇改善になるように制度を整備するものであり、制度を活用して正規職員を減らすことになっては困るのだがどうか。

<人事課長>

公務運営の基本は常勤職員であると思っている。ただ、専門的な技術や経験を持った人も必要になってくる。国の補助制度自体が、基本的には常勤職員は対象にならない。アルバイトや非常勤の人を雇えば補助対象になるので、一定、非常勤が増えていくのも仕方がないことだと思っているが、原則は公務運営は常勤職員ですべきものだと思っている。

<木曾委員>

保育所のフルタイム勤務の方は、何年くらい任用されてきたのか。

<人事課長>

短い人で1年である。長い人は10年を超えていると思う。週4日勤務の方が、子育てが終わりフルタイムに移行されることもある。また、家庭の事情でフルタイムから短時間に移行される方もある。

<木曾委員>

フルタイムの方は、来年から条件が変わる。今でも保育士が足りない状況にあると聞いているが。条件が変わることにより、民間保育所との関係も含めて問題が出てくるのではないかと心配するがどうか。

<人事課長>

保育課とも話し合ってきた。1日5時間、7時間15分などいろいろな勤務形態の方がおられる中で、たとえば5時間から5時間半に時間がふえる方もある。業務がスムーズに運営できるような形で話し合った結果、フルタイムはなくても可能という結果になった。

<木曾委員>

現場では市民ニーズが多様化し苦勞されている。会計年度任用職員制度によりプラスになるのは、短時間勤務の方がほとんどであろう。フルタイムで働いている方は

また違う思いを持っておられるのではないか。市長は待機児童ゼロにしたいという思いでいろいろと進めておられるのに、逆行することになれば残念である。亀岡市はフルタイムを任用しないということではなく、たとえ何人かでも残していくことが必要ではないかと思う。全国に先駆けて子育て支援を重点的にやりたい、待機児童もなくしたいという思いを持っている市であるにもかかわらず、フルタイムの保育士をなくすというのはどうなのか。

<人事課長>

フルタイムについては、現在のところ任用しなくてもスムーズに運用できると考えているが、スムーズな運用ができない場合や、フルタイムを任用することによって待機児童を少なくしていけるということになれば、その時はフルタイムを任用していきたいと考えている。

<木曾委員>

正職員の保育士不足を、会計年度任用職員が補っている。そういう方がいてくださるからこそ、待機児童を含めて市民のニーズに応えられている。長時間の延長保育をやっていくためには、それなりの条件を整備しないと保育士の人材確保が難しい。保育士は、過酷な労働に従事されている。人間形成の一番大事な部分を担っていただいている保育士に対する基本的な考え方を、市としてどう持っているのか。働く意欲やプライドを持てなければ、保育士確保は難しいのではないかと思うがどうか。

<人事課長>

実際に、正規職員60人くらいに対し、非常勤、アルバイトは120人くらいおられる。正規職員だけでは待機児童はもっとふえるであろうし、担っていただいている部分は非常に大きいと感謝している。今回、新たな職ということで所管課と協議し、フルタイム無しでスムーズに運営していくことにはなっているが、実際に亀岡市では待機児童は2歳までが多い。状況に応じてフルタイムの導入も考えていきたい。

<木曾委員>

親からの虐待も含めて厳しい状況にある子どもたちを、保育士が支えていただいている。亀岡市でも、虐待がふえていると聞いている。保育士の身分をどう守っていくかを考えなければ、子どもを守ることも難しいのではないかと思うので、真剣に考えていただくようお願いしたい。

<人事課長>

そういったことも主管課とも協議しながらしっかりと考えていく。

<石野委員>

1億円の予算の増額があるとのことだが、どの部分でふえるのか。

<人事課長>

5ページ、会計年度任用職員の新設と書いてある、保育士約480人、事務補助約260人のところで、約1億円ふえる見込みである。

<石野委員>

今後、市としてはそれだけの財政負担をしていかなければいけないということであれば、木曾議員が言われたことも含めて、効率よくやっていっていただきたい。

<人事課長>

会計年度任用職員制度導入にあたり、国も地方財政措置をするようには聞いている。しっかりと要望等もしていきたい。

<三上委員>

25人のフルタイムの方々は、現行では退職手当があるのか。

<人事課長>

現行では退職手当の支給はない。

<三上委員>

今フルタイムで働いている方がパートの会計年度任用職員になるということであるが、それで処遇改善になるのか。

<人事課長>

給与月額が上がるので、現状よりも年収ベースで上がることになる。

<三上委員>

現在フルタイムで7時間45分働いている方が、7時間15分勤務になっても、ボーナスが支給され年収ベースは上がるので、処遇改善になるということであるが、正規職員が減ることがないようにお願いしたい。また、継続して任用される保障がないので、来年も雇ってほしいのだろうということをちらつかせた働き方が起こりかねない。管理職の発言やパワハラを、人事課としてもしっかりとチェックしてほしい。

<人事課長>

人の確保については、全く足りていない状況であり、こちらから来年も来てほしいと丁寧をお願いしなければならない現状である。パワハラについては、年1回研修を実施しており、きっちりと指導していく。

<三上委員>

保育所は正規職員60人、非常勤等が120人という体制であれば、子どもが登園する時間帯から出勤される方が多い。前段階の準備は、正規職員がやらなければならない。条例以前に、この比率が状況を困難にしている原因ではないか。非常勤やパートタイムの人にも時間外手当は支給されるということだが、勤務時間はしっかり把握できるのか。

<人事課長>

勤務時間の把握は、できるできないではなく、きっちりとしなければならないことである。これからも所属長等が把握するように努めていく。

<三上委員>

サービス労働があると聞いている。きっちりと把握し、時間外勤務として報酬に加算されるようお願いする。財源についてであるが、国の措置の見通しが見えない中でスタートすることになるのか。総務省の動きは現状どうなっているのか。

<人事課長>

総務省は、今夏に人事院勧告の説明会を開催された際、他市から出た質問に対して、普通交付税か、特別交付税か、交付金か見通しはつかないが、財源措置は必ずしていくとおっしゃっていた。また、国会の附帯決議でも、地方財政措置をするようにと言われている。

<三上委員>

任用の継続については、総務省は何年以内と、それ以上は任用しないと言っているが、地方では人がいないのでそのようなことは言ってもらえない。機械的に年数で切るようなことはなく、本人の希望に沿って、必要に応じて任用されるという認識でいいか。

<人事課長>

本人の希望が一番である。一方的な雇止めをすることはない。

<三上委員>

勤務条件に関わる変更になり、職員団体との合意が前提となる。全ての職員団体と

の交渉で妥結し、合意しているのか。

<人事課長>

11月13日、14日で職員組合と妥結している。

<三上委員>

職員組合は、基本的には条例提案を認めるということであろうが、勤務条件が変わることについて、疑問点や要望を提示されたということはないか。

<人事課長>

特になかった。中身について説明し、その内容で妥結している。今後も引き続いて、何かあれば交渉をお願いするということになっている。

<三上委員>

職員団体にはいろいろな困りごともあるであろう。制度運用にあたって問題があれば、丁寧に応じるべきだ。

<松山委員>

法改正のタイミングで、本市のスタンスを考えていくべきである。それぞれの現場で抱えている問題は、日々複雑になっており、処遇改善を含めて見直しをしなければならぬと思う。それぞれの環境によって考え方が違うので、今回の法改正をきっかけにして、ひとつひとつの観点から見直してほしい。

<人事課長>

その通りである。主管課を通じて一人一人丁寧に説明していくが、その中でも日頃の仕事に対する要望も吸い上げていきたいと考えている。

(質疑終了)

11:01

(休憩)

11:01~11:15

11:15

(3) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)

各課長 説明

11:26

《質疑》

<三上委員>

副市長の給与について、6月に人事提案が出された時に質疑を行った。給与がふえるがそれは補正するのかと聞いた時に、それはしないとのことであった。また、副市長という役職にある方は責任をもって任期内は務めてもらいたい、その保障はあるのか。見通しはどうか。

<市長公室長>

6月の時点では、全体の枠の中で執行できる見込みであったが、12月になってさまざまな補正の要因が全体で出てきたので、必要な分ということで副市長分を上げさせていただいた。任期は4年であり、亀岡市としては4年間いてほしいと国に要望している。国の判断を仰ぐしかない状況である。

<山本委員>

移住・定住促進経費について、特区になっているところだと思うが、具体的にどこか。

<ふるさと創生課長>

宮前町と千歳町である。

<山本委員>

今年度の実績は。

<ふるさと創生課長>

馬路町、西別院町、保津町である。

<木曾委員>

ふるさと納税返礼品の応援の分は歳入だけか。

<ふるさと創生課長>

15ページ、業務委託料の中に入っている。

<木曾委員>

応援の具体的な内容は。

<ふるさと創生課長>

繰入金については、返礼品代に充てる分である。

<木曾委員>

応援というのは支援をする資金かと思ったのだが、そうではなく、返礼品に対する予算ということか。

<ふるさと創生課長>

地元産品を返礼品として出していただく事業者を応援するという意味である。

<木曾委員>

ふるさと産品として出してもらった品物に対するお金なのか。それとも、ふるさと産品を出していただいている農家や団体を応援するためのお金であれば、どこどこに4,500万円を支援したのか。

<市長公室長>

返礼品代は、業務委託料の中に入っている。楽天などを通じて、事業者に払ってもらっている。本来、一般財源で措置しているが、ふるさと納税でいただいた寄附の中で、産業振興という位置づけで、その経費の一部に財源を充てているということになる。考え方としては、全ての事業者に入っているということになる。

<三上委員>

ふるさと納税の返礼品代なども、業務委託料の中から業者が支払っている。一般財源であるが、いくらか別途会計から繰り入れているということか。

<福井委員長>

整理して説明してほしい。

<市長公室長>

たとえば1万円の寄附であれば、3,000円の返礼品がもらえる。返礼品の代金は、亀岡市が払う必要があり、楽天等を通じて事業者に払ってもらっている。その3,000円は、今までは一般財源で措置していた。寄附も増えてきて、一般財源で措置することが厳しくなっている。既にいただいている寄附の中で、市長が何に使ってもいいという意味で寄附された寄附金を、市長が産業振興としてその3,000円に充てた。

<木曾委員>

総務省が言う3割以上の返礼品とみなされるのではないか。

<福井委員長>

1万円で3,000円の返礼品がもらえる。その3,000円は、これまで一般財源で払っていた。ところが寄附がふえてきたことで、市の財政も厳しいので一般財源から払えない。そこで寄附の一部を使っているということである。返礼品は3割

は超えないが、予算の規律がないので心配である。

<市長公室長>

応援という表現がまぎらわしい。特定財源を充てたということである。

<木曾委員>

表現で誤解を与えないように、慎重にした方がいいのではないか。

<市長公室長>

財政課と協議する。

(質疑終了)

11 : 40

(3) 第7号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例制定

(5) 第8号議案 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定

人事課長

説明

11 : 44

《質疑》

<木曾委員>

現在のラスパイレス指数は。

<人事課長>

平成30年4月1日現在で99%である。平成31年4月1日現在については、まだ公表はされていないが99.1%である。

<木曾委員>

国家公務員に近い水準であるということである。特別職については、議員も含めて、基本的には国家公務員に準ずる話ではなく、特別職報酬等審議会に基づいて報酬を決めてきたと思う。制度が変わり国家公務員に準ずることになっているのか。

<人事課長>

特別職報酬等審議会は、本体の報酬については審議するが、手当についての審議はなかったと思う。

<木曾委員>

過去にもなかったか。国家公務員が上がれば自動的に上げていたのか。特別職報酬等審議会で審議していたのではないか。

<人事課長>

しばらく特別職報酬等審議会を開いていないので定かではないが、期末手当がいくら出るということも含めて、報酬について金額が適正かどうかを審議されていたと思う。

<木曾委員>

上げる時も下げる時も、国家公務員に準ずるのであれば、特別職報酬等審議会が機能しなくなってしまうのではないか。今回は期末手当だが、給与についても準じることになるのか。

<人事課長>

特別職報酬等審議会は、手当も含めた中で審議されると思う。手当については、報酬ではないが、報酬が適当かどうかは検討していかなければならないと思っている。

<木曾委員>

過去には議員報酬は45万円であった。国家公務員の給与が下がる、地方公務員の給与も下がるとなった時に、条例に基づいて下げたような記憶がある。特別職報酬等審議会を開いていないのに、なぜ下がるのかと思った。今後もそういうことが起こるのか。

<人事課長>

報酬を変更する場合は、特別職報酬等審議会で諮問答申という形になる。

<木曾委員>

過去に特別職報酬等審議会にかけずに条例だけで下げたことがないか調べてほしい。そういうことをすると、特別職報酬等審議会があってもなくても一緒ということになる。特別職や議員の報酬については、特別職報酬等審議会にかけて考えるべきだと思う。

<石野委員>

住居手当を支給されているパーセンテージは。

<人事課長>

病院を除いた約630人のうち、約140人に支給している。2割くらいである。

<松山委員>

第7号議案の特別職の関係で、給与は6年前から連続して上がっているが、どれくらい上がっているのか。

<人事課長>

6年連続で人事院勧告で期末手当が上がっている。パーセンテージは1.1倍になっている。

<松山委員>

病院事業管理者はどうか。

<人事課長>

条例で、医師である病院事業管理者が病院長を兼ねる時は、医療職の給料表を適用することになっているので、特別職ではなく一般職と同じボーナスの率になる。

<松山委員>

他市では、人事院勧告に基づき病院職員の給料が上がったために、病院としてやりたかった事業ができず補正したという事例があるが、こういうことは起こるのか。

<人事課長>

病院のことは承知していないが、人件費の補正によってやりたかった事業を補正するという事はないと思う。

(質疑終了)

11:58

(市長公室 退室)

(企画管理部 入室)

11:59～

【企画管理部】

(1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)

企画管理部長 あいさつ

企画管理部長 説明

《質疑》

なし

12:01

(企画管理部 退室)

(休憩)

12:01~13:00

(再開)

(生涯学習部 入室)

13:00~

【生涯学習部】

(1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)

生涯学習部長 あいさつ
文化・スポーツ課長 説明

13:03

《質疑》

<木曾委員>

聖火リレーが走るのはいつか。

<文化・スポーツ課長>

5月26日が亀岡市を走る日になる。

<木曾委員>

そうであるなら、令和2年度当初予算に上げてても十分期間があるのに、債務負担行為にする理由は。

<文化・スポーツ課長>

警備員が、令和2年度が始まってからでは確保できないと聞いている。今押さえていてもいいくらいとのことであるので、債務負担をとって来年度予算を確保した上で、1月には契約したい。

<松山委員>

警備員の人数は。

<文化・スポーツ課長>

90人程度を予定している。警察協議で増減があるかもしれない。

<松山委員>

京都スタジアムの中と外の内訳は。

<文化・スポーツ課長>

基本的には、京都スタジアムの中はオリンピック組織委員会、京都府の実行委員会ということで京都府が管轄する。亀岡市は、市役所から京都スタジアムまでのコース沿道並びに交通規制での配置を考えている。

<松山委員>

90人で十分足りるのか。

<文化・スポーツ課長>

90人は、警備会社の警備員である。聖火リレー沿道2.2kmのランナーと隊列の安全確保ということでは、90人では足りない。コースの中に人が入らないよう対策をとらなければならないので、警備員は交通規制関係と要所要所を担ってもらい、その他に職員やボランティアが200人程度必要ではないかと考えている。

<松山委員>

沿道に来られる人の想定人数は。

<文化・スポーツ課長>

府内15市町村で聖火リレーを実施することになっている。府内全てを走ることにはなっていないので、亀岡市だけでなく、南丹市、京丹波町、京都市西京区の人も見に来られるのではないかと考えている。想定しにくいですが、人数は数千人から1万人規模とされている。

<松山委員>

先日、ラグビーワールドカップのパレードのテレビ中継を見たが、沿道の人が多かった。日本でオリンピックが開催されるということで、今盛り上がっている。他の国の数字が出ていると思うので、その想定から警備に必要な人数を割り出すということではないのか。

<文化・スポーツ課長>

観覧者数は、聖火ランナーとなる人によって変わってくる。今回の聖火ランナーは、京都府選出とスポンサー企業選出があり、著名な人もあるようなので、観客数も変わってくる。期待、関心は高いと思うので、少なくとも数千人から1万人は来られるとされており、それ以上のにぎわいはあるとされている。ただ、警備計画については、観客数にかかわらず先ほど言った通りと考えている。

<石野委員>

200人のボランティアは、市内の各種団体から出るのか。

<文化・スポーツ課長>

職員や市内の方で公募を含めて考えていく。

<石野委員>

2. 2kmを11人で走るということだが、走る人は決まっているのか。

<文化・スポーツ課長>

明日、コースと出発地点、ゴール地点については公表される。亀岡市の場合、ゴール地点は発表されているが、他市町村はまだ発表されていないので、それが明日発表される。走者については、12月12日から聖火ランナーの公表をしてもいいということになっているようで、スポンサー企業は発表されているところもある。ただ、京都府の実行委員会では、まだ発表段階ではないということになっている。

12月25日に組織委員会から聖火ランナーへ、正式な決定通知を出されることになっていると聞いている。

<石野委員>

2. 2kmにかなりの人が来られ、警備が大変だと思うが、次あるかないかわからないので盛大にやっていただきたい。

<福井委員長>

南丹市は、聖火リレーは2千万円かかるからやめたと聞いたが、今回1,200万円が出ている。先ほど何人来られるかとの質問にわからないと言われたが、組織委員会から90人の警備員でやるようにとか、2千万円払わなければならないというようなことを言われているのか。

<文化・スポーツ課長>

京都府から全市町村に打診があった時に、聖火リレーを受けると、警備関係だけで1千万円、セレブレーション費用に1千万円、合計2千万円はかかるであろうという話があった。亀岡市の場合、京都府の実行委員会が京都スタジアムでセレモニーを行うことになっている。

<福井委員長>

亀岡市の場合は、京都スタジアムでセレモニーが行われるので、その費用は京都府が出すということである。

<生涯学習部長>

京都スタジアムの中の分だけである。

<木曾委員>

議案ではないが、市長から議長に対して、アメリカとブラジルに行くという話をされたそうだが、なぜ補正に上がってこなかったのか。当初の予算になかったのであれば、補正にあげるべきではないか。

<生涯学習部長>

先週金曜日、市長から議長に、スティルウォーター市、ジャンジーラ市訪問について、書類をもって説明があった。予算は2人で112万円くらいである。来年、姉妹都市盟約締結35周年を迎えるということで、去年はクニッテルフェルト市を訪問したが、市民訪問団の受け入れ、また、スティルウォーター市については、去年から始めている中学生のホームステイ、スタディアブロードについて、現地に赴いて打ち合わせをするための海外出張である。予算については、今年度、蘇州市訪問と姉妹都市訪問団の交流予算を抑えた分で、本来であれば減額補正になるが、残額が120万円程度見込めるという中で、その枠内で、その経費を用いて出張を行うということで、当然、議会にも報告する必要があるということで、市長から議長に報告させていただいたものである。

<木曾委員>

予算執行残額については、議会に報告するだけで執行できるお金だと理解すればいいのか。

<生涯学習部長>

国際交流と親善にかかる経費ということで、枠内で執行するということである。

<木曾委員>

市長から生涯学習部にいつ言われたのか。

<生涯学習部長>

11月当初である。

<木曾委員>

11月当初に聞いたのであれば、議会の手続き上、補正にあげれば何ら問題はないのに、簡易表決のようなもので、審査もなく書類に目を通して、これで頼むという話なのか。

<生涯学習部長>

最初に話が出たのは11月当初くらいだが、向こうの受け入れが整ったのは直近である。

<木曾委員>

名誉市民の銅像からレリーフに変わったのと同じことで、予算の範囲内で使うというのは、違うのではないか。説明し理解を得て使うのが正しい使い方だと思う。現地へ出向いて打ち合わせをするために予算を使うという例は、今まで聞いたことがない。来年のことであれば、来年度当初に事前打ち合わせに行くという方法もある。どうしても行かなければならない理由があるのなら、それを説明し、理解を得るようにしないと、予算が余っているから使えばいいということになれば、審査をする必要がなくなってしまう。そんなやり方はおかしい。議会を軽視するようなことをしては絶対にだめだ。たとえ100何万円でも税金である。市民に説明できない。

<生涯学習部長>

今日あった話を市長に伝えて報告させていただく。

<木曾委員>

行かれるのはいつか。

<生涯学習部長>

予定では1月27日から1週間である。

(質疑終了)

13:26

(総務部 入室)

13:27~

【総務部】

(1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)

総務部長 あいさつ

総務課長 説明

《質疑》

なし

13:30

(総務部 退室)

(教育部 入室)

13:30~

【教育部】

(1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)

教育部長 あいさつ

各課長 説明

13:44

《質疑》

<石野委員>

41ページ、要保護・準要保護児童援助経費増であるが、4月当初と比べて対象者はふえているのか。

<学校教育課長>

小学校の準要保護対象者は、5月1日現在で707人であった。今回742人の見込みで補正をあげている。中学生は432人であったが、現在424人を見込んでいる。

<松山委員>

45ページ、文化資料館に防犯カメラを何台設置する予定か。

<歴史文化財課長>

展示室は2室あり、手前の展示室に2台、奥の展示室に1台、入り口に1台、合計4台の設置を予定している。

<松山委員>

大切な文化財を預かることになるが、4台で大丈夫なのか。

<歴史文化財課長>

4台で死角がないように設置したいと考えている。夜間は警備保障が入っている。開館時間中は、展示解説など、極力職員が出ていって対応しようと思っているので、防犯上は大丈夫と認識している。

(質疑終了)

13 : 46

4 討論～採決

(委員間討議)

<三上委員>

会計年度任用職員制度導入にあたり、総務省が財政措置についてはっきりさせていない。国は、地方への交付金を減らしている。満額交付されるか心配であり、しっかり措置させなければならないと思う。自治体構想で、職員数を減らして縮小し、大きくまとめていく動き、AIを活用して職員数を減らしていく動きがある。一方、市民からは、市役所の対応が不親切だとの声を聞く。人事課長は、責任ある仕事は基本は正規職員が担うと言っていたが、今でさえ正規職員と臨時職員が半々という状況になっている。この制度導入により、多くの頑張っている方の報酬が1.1月分ふえ、処遇改善になるので、導入しない訳にはいかないと思うが、意見があれば聞きたい。

<松山委員>

第7号議案について、消費税も上がる中で、特別職報酬等審議会にかけずに特別職の報酬が上がっている。期末手当については規定がないが、それ自体がおかしい。本来なら特別職報酬等審議会にかけて、第三者の目で決めていくべきだと思うので、そのことについて話し合いたい。

<福井委員長>

2点出た。三上委員からの会計年度任用職員の件について、国の交付金についてもしっかりと見ていかなければならないし、処遇改善にはなるけれど疑問な部分もあるということだが、それについて何かあるか。

<木曾委員>

全体として、処遇改善になるので評価したいと思う。働き方改革の一環として、国として取り上げざるを得ない状況の中から出てきたと推測するが、一番光が当てられるべき重要なポストに光が当たっていない。せっかくフルタイムがあるにもかかわらず、それをわざと外すという市の説明は納得できない。職員の意見を聞いた上でゼロだったということならいいが、初めから採用しないということを前提に説明されたことが残念ではある。そこは今後、一考すべきではないか、賛成はしても、意見として入れてほしいと思っている。

<山本委員>

会計年度任用職員制度の中で、フルタイムとパートタイムとに区分されているにもかかわらず、今回、本市ではフルタイムは任用しないということであったが、現在フルタイムで働いている方がいらっしゃるにもかかわらずということであった。それも、意見も聞かずに市の方向はこうだと決められて、後で意見を聞いていくということであった。時間もあって働く意欲のある方に対して、こう決まりましたということ意見聞く形になってしまうのは残念だ。現場でスムーズに回っていくという判断ではあるが、働く意欲のある方に対して今後、考えていく必要があると感じた。

<木曾委員>

フルタイムで現在も働いておられるが、その中から1人でも正規職員になってもらった中で、パートタイムに移行するということであれば納得できる。厳しい労働条件で頑張っておられるので、正規職員の道も崩さないでほしい。

<三上委員>

私もそう思う。同じ仕事をしているなら正規職員にすべきである。民間であれば、裁判されれば負けるパターンだ。

<福井委員長>

もう1点の第7号議案について、特別職報酬等審議会を開いて決めるべきではないかという提案についてはどうか。

<木曾委員>

たとえ手当であろうと報酬であろうと、いったんは特別職報酬等審議会に付して、その意見をもって条例改正に臨んでいくというのが本来の姿ではないかと思う。審査した我々としても、市民に聞かれた時に、特別職報酬等審議会にかけて、公平な立場で意見をいただいて、その上で審査して決まったということであれば説明もできる。特別職報酬等審議会というのは、今後、考えていくべきという意見である。

<三上委員>

特別職の手当と報酬は違うということではなく、全て収入ということでは同じである。議員報酬も同じで、たえずチェックされるべきことだと思う。

<福井委員長>

特別職も含めて、賞与は給与をベースにした何カ月分という話の中で、人勸を受けて上げたり下げたりしている。本給は、特別職報酬等審議会で決めなければいけないと思う。社会情勢に応じた中でやっているのだから、それを特別職報酬等審議会ですべきものなのか。特に議会は、特別職報酬等審議会に任せていいというものではなく、議会の中で決めるべきではないか。

<三上委員>

チェックというのは、特別職報酬等審議会だけでなく、我々自身も考えなければならぬという意味で申し上げた。おっしゃる通りだと思う。

<木曾委員>

市民から見ると、議員が提案し、議員が賛成し、議員がそれをもたらすというのはいかなものかというのは当然の話である。特別職報酬等審議会でも、人勸、社会情勢を踏まえて審議した結果を受けて、議会でも審議するというのであれば、条例改正もあっていいと思うが、そういうことを経ていかないと説明ができないのではないか。

<福井委員長>

本来は、市民説明ができるまで考えなければならないことであるが、それができていないので、特別職報酬等審議会に頼るといってもわからないことはない。

<三上委員>

人勸は、民間準拠という中で、公務員の給与がそれに対して低いということで上げなさいということである。特別職は別だが、それを無視して下げるとか据え置くということをする、それがまた民間に跳ね返る。公務員が上げないことを理由に民間も上がらないと、全体の経済が沈滞していくことになる。そういう意味からも、人勸はひとつの拠り所にはなっていると思う。

<松山委員>

一般職員の給料は、このタイミングでないと上げにくいということは理解している。人勸の民間給与が、ベースアップを含めて見た上で決められていることも理解する。民間企業といっても、日本の企業全体の1割の上場企業だけがベースアップされてい

て、その他の9割の中小企業はベースアップしていない。日本全体を見ると、中小企業の方が多い。民間企業に反映されないという議論ではなく、人勸は上場企業だけを見ているので、9割の中小企業のことを考えると、人勸制度は間違っていると思う。
＜木曾委員＞

10月に消費税が上がり、市民生活に多少なりとも影響がある中での話であるため、市民の目は厳しい。こういう時であるから、慎重にやるべきであると思う。

(委員間討議終了)

14:09

＜討論＞

なし

＜採決＞

＜福井委員長＞

賛成者は挙手願う。

第 1号議案（一般会計補正予算（第3号）） **挙手全員 可決**

第 7号議案（特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正）
賛成多数 可決
(反対：松山委員)

第 8号議案（一般職員の給与に関する条例の一部改正）

挙手全員 可決

第 9号議案（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定）

挙手全員 可決

第10号議案（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定） **挙手全員 可決**

14:12

＜指摘要望事項＞

＜福井委員長＞

指摘要望事項はあるか。

＜木曾委員＞

第9号議案、会計年度任用職員制度について、フルタイムは採り入れないということであったが、道を開けるようにしていくことが大事だと思う。働き方改革、子育て支援のためにも、フルタイムの職員の任用をしていく必要があるのではないかと思うので、何らかの形で指摘要望として出していけたらと思う。

もう1点は、第7号議案について、多数になったからということではないが、今後、特別職報酬等審議会との関係も含めて考える必要があるのではないかということ、委員長の報告の中で、審査過程の中でそういう意見があったということをつけ加えていただけたらと思う。

＜三上委員＞

第9号議案について、任用の在り方については、正規雇用、フルタイムの枠を維持しながら、市民サービスの向上が図られるように人材確保して行ってほしいということが入れたらと思う。正規職員を維持するとかふやすことを前提にした任用の在り方を考えてほしい。

＜浅田委員＞

市民サービスの向上のために、保育士が不足する中で、フルタイムの人材が必要となった時、正職になれるような制度も今後考えていかなければいけないと思う。採用枠の考え方も入れてほしい。

<山本委員>

会計年度任用職員制度が処遇改善につながることは理解したが、働き方改革で、市民サービスの向上につなげていくよう入れてほしい。第7号については特になし。

<石野委員>

第9号議案については、働き方改革ができるように努めていただきたい。

<木曾委員>

第9号議案の会計年度任用職員の採用については、フルタイムもパートタイムも含めて、今後、協議するような内容にしておけばいいのではないかと。市としてもせつかく制度をつくるので、フルに活用できるようにしておくことが、働き方改革につながるということである。

<福井委員長>

第9号議案について、それでいいか。

第7号議案については、特別職報酬等審議会のことも含めて、委員長報告の中に、今後の在り方についての意見を入れるということでもいいか。

委員長報告の作成については、正副委員長に一任をお願いする。最終日の委員会で確認いただくのでよろしく願います。

— 全員了 —

14 : 20

5 行政報告

(1) 亀岡市行財政改革大綱2020-2024(案)について

企画管理部長 あいさつ
企画調整課長 説明

14 : 35

《質疑》

<松山委員>

1ページ、これまでの行財政改革で取り組めなかった点、次に取り組む点はあるか。

<企画調整課長>

現在22の取り組み項目に細分化している。行財政改革として取り組んではいるが、調書に反映しにくい部分がある。例えば、補助金等の見直しに取り組み、調書には表し切れていないが、予算の段階で見直しているものがある。大綱の中で連動していなかったため、今回は重点項目として、しっかりと調書の中で成果目標を定めて取り組みをしていくことが今回の改正点である。

<松山委員>

項目を細分化した上で、この補助金を削るというように具体的に上げていくということか。

<企画調整課長>

今回、重点取組項目の中に、補助金という項目は上げていない。行財政改革の中で取り組みはするが、大綱の重点項目からは外して、大きな視点としては経常経費の見直しのところで歳出面の抑制を図っていくことになる。経常的に補助金を出しているものについては、見直しの対象としていくが、個々この補助金を位置づけたと

いうことではない。

<木曾委員>

これからの取り組みの中で、公共施設の今後の在り方を、この5年間でどういう方向にいくかということはどこに書いてあるのか。

<企画調整課長>

公共施設マネジメント計画をつくっている。それは施設維持管理経費を削減していくことが必要になるので、柱3財政基盤の安定化の経常的経費の見直しのところで、公共施設を取り巻く環境の変化を踏まえ、公共施設の在り方を検討しますというところを書いている。

<木曾委員>

漠然としているが、5年間で公共施設の在り方を示していかないと、次の5年間に間に合わない状況が出てくる。公共施設マネジメントを市民に広報し、亀岡市の財政状況は今こういう状況で、10年後にはこういう状況になるということをしっかりと示していく必要があると思う。その上で、公共施設の統廃合も含めて在り方を示さなければ、市民理解が伴わないと思う。プロセスを明確に示し、市民に広報していくことが行財政改革に必要だと思うがどうか。

<企画管理部長>

行財政改革大綱で市としての大きな方向性を示しているが、具体的なことについては、毎年度実施計画を策定し取り組んでいく。財政的なことは、先日、一般質問であったように、1年間の更新費用が50億円、70億円といったすごい数字になる。中期財政見通しを5年というスパンで出しているが、今後は長期の視点で財政シミュレーションをし、方向性を示すことも必要だと考えている。

<木曾委員>

公共施設の管理そのものが、今後の財政運営に大きな影響を及ぼすことから、行財政改革大綱の中に盛り込み、もっとシビアにやっていくことが必要だと思う。今後人口が減ることは間違いない。まず、亀岡の将来の財政状況、それから公共施設の再配置の問題を含めてきっちり押さえていくことが、行財政大綱の一番の柱になるのではないかと。個々の問題だけではないと思う。

<企画管理部長>

現在、公共施設管理計画を持っている。その計画をさらに推進できるような形で、実施計画に書き込むようにしたいと思う。今回、行財政改革大綱については、審議会委員から、財政に対する声が強い。今まで以上に行財政改革大綱の中に財政に対する視点というものを入れていると思う。もう1点、亀岡市の財政状況をもっとアピールしていくべきとのことだが、中期財政見通し5年で10億円不足するというのをホームページ等で掲載している。もっと市民にPRする方法を考えていきたい。

(質疑終了)

14 : 47

(2) 亀岡市国土強靱化地域計画(案)について

企画調整課長 説明

15 : 02

《質疑》

<木曾委員>

亀岡市国土強靱化地域計画を出すことによって、国からの財政支援はどのような状況になるのか。

<企画調整課長>

計画策定しているものについて、国が優先採決していくということである。具体的に採択にあたってどうなるかというのは、各省庁の補助金採択のことになるが、補助率が加算されるということではなく、補助優先採択の条件になる。亀岡市が予定している事業全てではないが、国からは、34の補助金・交付金が示されている。

<木曾委員>

防災減災対策に対する補助金の予算措置がなされるということか。これまでから亀岡市は防災減災計画を出してきたと思うが、それに対する補助がスムーズにあたっていく方向になるということで、早く提出しなければならないということか。

<企画調整課長>

新しい補助制度ができるというものではなく、これまでから亀岡市が活用していた補助金の申請を提出するにあたっての条件として、計画を出したものに対して、重点化、優先配分ということになっている。

(質疑終了)

15:05

6 その他

(1) 議会だよりの掲載事項について

— 下記のとおり決定 —

○第1号議案 一般会計補正予算(第3号)

- ・要保護・準要保護児童生徒援助経費(小・中学校卒業アルバム代)
- ・債務負担行為(聖火リレー)

(2) わがまちトークについて

<福井委員長>

総務文教常任委員会から、三上委員と松山委員に出席いただく。

— 全員了 —

(3) 次回の日程等について

<福井委員長>

次回は12月23日(月)午前10時から、委員長報告の確認を願う。

他になれば、本日はこれにて散会とする。

散会 ～15:14